



あなたの「子育て」に役立つ情報がいっぱい!

子育て応援サイトQR

しまいく



11月は児童虐待防止推進月間・DV防止週間です

子どもへの虐待とDVをなくそう

TOPIC

☎子ども家庭センター(子育て応援課) ☎ 36-7253

子どもたちを守る

▼親権者などは、児童のしつけの際に、体罰を加えてはならないことが法律で定められています。

子どもの人権を守り、体罰などのない社会を実現するためには、一人一人が意識を変えていくことが必要です。子育て中の保護者に対する支援も含め、社会全体で取り組んでいきましょう。

【しつけと体罰の違い】

▼しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会で自立した生活を送れるようにサポートすることです。身体に何らかの苦痛を与えたり、不快感をもたらす行為をすることは、体罰になります。

【体罰がもたらす悪影響】

▼保護者から体罰を受けた子どもは、他の子どもに比べて、次のような傾向にあります。

- ◎ 落ち着いて話を聞けない
- ◎ 約束を守れない
- ◎ 一つのこと集中できない
- ◎ 感情をうまく表せない

【子ども向き合うポイント】

◎ 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

◎ 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけたりしてみましょ

◎ 良いこと、できていることを、具体的に褒めましょ

※体罰は良くないと分かっている

でも、さまざまな状況や理由で、それが難しく感じる場面もあるかもしれません。困ったときは、ご相談ください。一緒に考えていきましょう。

【その他の相談窓口】

☎児童相談所全国共通ダイヤル

☎189 (いちばやく)

☎静岡県中央児童相談所

☎054-646-3570

DVに気付いて

▼DV(ドメスティック・バイオレンス)は、暴力を振るう側の問題です。原因は受ける側の言い方や態度ではなく、努力によって止まるものではありません。性別を問わず、人の心と体を傷付ける犯罪は、重大な人権侵害です。

【DVの種類】

◎ 身体的／殴る、物を投げるなど

◎ 精神的／怒鳴る、無視するなど

◎ 性的／性行為を強要するなど

◎ 経済的／生活費を渡さない、借金の強要など

◎ 社会的／行動の監視、携帯をチェックするなど

他にも、子どもへの加害をほめかすなど、子どもを利用した暴力などもあります。

【その他の相談窓口】

一人でも悩まず、「ご相談ください。」

☎静岡県女性相談支援センター

☎054-286-9217



進学・就学するために必要な経費を貸し付けます

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

TOPIC

☎子ども家庭センター(子育て応援課) ☎ 36-7159

貸付制度の種類

▼ひとり親家庭などに該当する人が、高等学校・大学・専門学校などに進学する際に必要な費用について、市が仲介し、県が貸し付けを行います。

【就学支度資金】

対象／高等学校などに進学するために、必要な入学金や制服の購入に要する経費

とき／入学時1回限り。合格発表月の末日または翌月末日に貸し付け

限度額／15万円～59万円

【修学資金】

対象／高等学校などの授業料や設備費などの経費

とき／修学期間中、毎月末日に継続的に貸し付け

限度額／1万8000円～18万3000円(月額)

【共通】

※限度額は、いずれも学校の種別や公立・私立の別などにより、異なります。

償還利率／無利子

申し込み／12月13日(金)までに、申請書類を子育て応援課へ

※申請書類は、子育て応援課窓口で配布しています。

※相談は随時受け付けていますので、子育て応援課までお問い合わせください。

【お詫びと訂正】9月号16ページ「しまいく／ファミリー・サポート・センター会員」のセンターの電話番号に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。 ☎36-1852 @35-1851